

復興庁に対する要望

東日本大震災の発生から1年3か月が経過し、被災地では復興への歩みが本格化しています。本年はまさしく「復興元年」であり、復興の足取りをますます力強く加速させることが求められています。

本年2月の設置以来の貴庁の真摯なご尽力に対して、深甚の敬意を表します。とりわけ、過日の復興交付金の第二次配分におきましては、被災者の生活の再建のために速やかな対応が必要となる災害公営住宅整備や高台移転事業等への手厚い配分のほか、復興交付金の使い勝手の向上が期待される効果促進事業費の一括配分等の見直しを行っていただき、厚くお礼申し上げます。

しかしながら、被災地の復興までの道のりは長く、特に地震・津波で大きな被害を受けた地域や東京電力福島第一原子力発電所の周辺地域などでは、今後長期間にわたって膨大な人的・財政的な負担を生じることが避けられません。

貴庁が被災地に寄り添い、様々な制約の中で最大限ご努力されていることは重々承知しておりますが、制度面や運用面ではまだ多くの課題が見受けられます。

このたび、全国知事会では、被災三県の意見を基に、現在の復興行政が抱える課題の改善策をまとめました。

つきましては、今後の復興行政を推進するに当たって特段の御配慮をいただき、被災地の復興を一層迅速かつ強力に促進されますようお願い申し上げます。

平成24年6月19日

復興大臣 平野達男様

全国知事会東日本大震災復興協力本部本部長

埼玉県知事 上田清司

1 復興庁の組織・機能の強化について

(1) 復興庁の権限の強化

- 復興庁が各府省に対する強い権限を持ち、被災地の復興政策をリードできる体制とすること。
- 被災地の視点に立った復興を推進する役割を十分に果たし、迅速な復興を実現するために国の施策の企画立案と一層の府省間調整に努めること。
- 被災地方公共団体が復旧・復興に係る膨大な事務量を抱え、極めて多忙な状況であることを考慮し、復興庁が責任をもって府省間の調整を行い、指揮系統を復興庁に一本化した上で指導・助言・支援を行うこと。
- 復興推進会議について、復興庁設置法の制定時に想定した設置の趣旨を再確認し、当会議においてきちんとした議論を行うことにより、復興庁が府省間の調整機能を十分に発揮できるよう機能させること。

(2) 窓口の復興庁への一元化

- 復興に係る一元的な窓口として、府省の区分なく、広く意見や要望を集約し、被災地方公共団体を支援すること。
- 復興交付金や社会資本整備総合交付金（復興）については、迅速な復興を図るため、事業計画書提出から交付申請まで復興庁がワンストップで処理すること。
- 原子力災害からの福島復興及び再生については復興庁がワンストップ機能を果たすこととされているので、原子力災害に関する次年度事業要望などについても実際にワンストップとして迅速・効果的に機能できるよう体制を強化すること。
- 復興を迅速に進めるため、被災県の立場に立ち、スピード感を持って対応すること。
- 地域で抱えている様々な課題の解決に向けて、窓口として相談を受けてからどのように対応していくのか、手順やスケジュールを明示すること。
- 各府省ごとに異なる職員派遣スキームを一元化し、復興庁が被災地方公共団体に対する職員派遣の取りまとめ窓口としての機能を果たすこと。

(3) 復興局の体制・機能の強化

- 福島復興再生特別措置法が制定されたことを踏まえ、福島復興局を福島振興局として組織体制を抜本的に強化するなど、沖縄総合振興局と同様な組織体制を創設すること。
- 復興局に対して一定程度の権限を与えること。
- 府省横断的な課題についても対応できるよう必要な人材を集めるなど体制を強化すること。
- 職員の配置など人員増による組織体制の強化を図ること。
- 復興局職員については派遣元府省等に関連のある業務を担当させるとともに、派遣元と密接な情報交換を行って情報共有を図ること。

(4) 復興庁と復興局の連携・情報共有の強化

- 復興庁と復興局の間で情報共有がなされていないことによる対応の遅れや連絡及び調整事務の重複等が発生することがないよう復興庁と復興局間の情報共有を十分に図ること。

2 復興交付金の更なる改善について

(1) 基幹事業・効果促進事業の対象拡大・運用緩和

- 津波浸水区域などに限定せず内陸部を含めるとともに、原子力災害による風評被害の影響なども考慮し、被災県全域で幅広く交付金を活用することができるようにすること。
- 復興のために行う事業に幅広く使えるよう基幹事業などの限定をなくし、以下のような事業などにも使えるよう制限を緩和すること。
 - ・河川の水門や堤防、海岸、港湾、漁港の防潮堤など、復興まちづくりと一体となって整備すべきものについては、基幹事業に追加すること。
 - ・悪化した居住の安定を回復するため、避難指示区域等以外の地域における公的賃貸住宅等に関する事業についても基幹事業に追加すること。
 - ・土地利用型作物の大規模団地の形成のための設備整備、農業農村整備事業、園芸作物の施設化、地域の安全安心を確保するための農業用ダム・ため池等の施設の耐震化などの農業施設整備等も対象にするなど、制度の弾力的運用や支援策の充実・強化を図ること。
 - ・造成宅地滑動崩落緊急対策事業について、平成 25 年度以降に着手する地区についても対象とすること。
- 地震、津波の被害に加え、原発事故により甚大な被害を受けている福島県の状況を踏まえ、津波浸水区域以外においても、今後の復興まちづくりにおいて緊急性・重要性の高い事業については、幅広く復興交付金の対象とするなど運用の弾力化や制度の見直しを図ること。
- 効果促進事業については、基幹事業に関連し復興に資するものであれば幅広く対象にするなど制度の柔軟な運用を図ること。
- 計画書の審査にあたっては、その計画書の内容が「地域の求めている復興の姿」であることを十分に尊重し審査すること。
- 制度の趣旨に沿って、復興庁及び関係府省の判断基準を統一し、事業選択は被災地方公共団体の要望を最大限受け入れること。
- 事業費については、一律に基本的な上限を定めず、個別事業ごとに目的や期待できる効果等を総合的に判断して運用すること。

(2) 事業計画書等の提出書類の簡素化

- 事業計画や提出書類の簡素化を行い、一層の事務負担の軽減を図ること。
- 交付金に係る事業に対し、関係府省が各地方公共団体に要求する資料を事業計画書の資料とするなど調整を図ること。

(3) 交付決定の迅速化等

- 復興・再生を早期に図るため、申請に対して速やかに交付決定を行うこと。
- 交付に当たっては、事業ごとの総交付額を一括して交付すること。

(4) 将来にわたる必要な予算の確保

- 被災地の復興を円滑に進めるには十分な復興交付金予算を確保することが不可欠であり、平成 25 年度以降も復興が完了するまでの間は、積極的かつ継続的な予算措置を確実に図ること。

3 財政支援の充実について

(1) 必要な復興予算の確保

- 最終的に必要とする予算額を確保すること。
- 復旧・復興に要する事業予算については、単年度単位の予算管理ではなく、複数年での事業実施が可能となる制度とし、事業実施主体の地方公共団体が柔軟に年度を越えて予算執行ができるようにすること。
- 復興支援施策については、地方公共団体に財政的な裁量を付与するとともに、施策の性格上統一的な基準による実施が必要な場合でも、復興局の裁量を拡大するなど、地域性に十分配慮した実施体制を構築すること。
- 緊急に対応が求められる行政需要等に柔軟に対応できるよう、復興庁において、自由度の高い予算枠を確保すること。
- 概算要求時における復興庁の予算要求の考え方、要求額等について、明らかにすること。
- また、復興庁が一括して予算要求し、被災県等に交付するような事務スキームに見直すこと。

(2) 平成25年度予算要求に伴う事務負担の軽減

- 各府省の要求予算のうち、復興予算については復興庁主導で調整すること。
- 事務作業については、簡素化を図り、できる限り県・市町村とも負担の少ない方法を検討するとともに、二重の事務作業とならないよう関係府省と調整すること。
- 従来の概算要求時に関係府省から求められていなかった資料の作成については、特に負担の軽減について配慮すること。
- 要望の提出については、余裕を持った期限を設定するとともに、追加提出を認めるなど柔軟に対応すること。
- 市町村への説明・取りまとめについては復興庁（局）主導により実施し、その情報については県にも提供すること。

(3) 復興調整費の使い勝手の向上

- 制度の趣旨に沿って、復興庁及び関係府省の判断基準を統一し、一層の事務の簡素化を図り、事業選択は被災地方公共団体の要望を最大限受け入れて、迅速に内示・交付すること。
- 緊急性の観点からやむなく着手した事業が補助対象外とされるなど、現行制度は地方の実情に応じたものとは言えないため、真に地方にとって使い勝手の良い、自由度の高い制度となるよう改善すること。
- 復興局への権限移譲を行い、各県との情報交換を密にすることで、事業の円滑化を図ること。

(4) 震災復興特別交付税等の地方財政措置の継続・充実

- 震災復興特別交付税等の地方財政措置については、平成25年度以降も復興完了までの間は継続すること。
- 復興交付金対象外の復興事業についても、着実な事業実施が図られるよう、復興が完了するまでの間、「社会資本整備総合交付金（復興）」等により確実な予算措置を図ること。併せて、地方負担に対する財政支援措置を講ずること。
- 取崩し型復興基金（総務省）は復興の状況に応じてきめ細かくに対応できる資金として有

効である。今後、被災地域のまちづくりが具体化していくところであるが、地方が創意工夫を發揮して住民生活の安定や地域経済の振興に向けた事業を確実に実施できるよう、追加的な財源措置を行うこと。

(5) その他の財政支援措置の充実

- 被災した地方公共団体の庁舎の建替等による本格復旧について、新たな財政支援措置を講じること。
- 復興・再生に向けて更なる要員の確保を支援するとともに、国や独立行政法人からの中長期的な人的支援を行うこと。その際、被災地方公共団体の負担が生じないよう財政支援を行うこと。
- 被災したJR常磐線などの鉄道の早期復旧に向け、柔軟な措置により十分な支援を行うこと。

4 復興特区制度の改善について

復興特区制度の柔軟な運用

- 被災地域における迅速かつ着実な復興の実現に向けて、復興特区制度の有効な活用を図るため、復興特区制度の柔軟な運用を図ること。
- 復興の取組にマンパワーを重点化させている被災地方公共団体の事務負担をさらに増大させないために、計画作成に係る事務負担の簡素化を図ること。
- 復興推進計画の認定に向けた協議に当たっては、被災地方公共団体の状況や特殊事情を十分に考慮し、被災地の立場を擁護する視点で調整すること。

5 東京電力福島第一原子力発電所の事故関連対策の強化について

(1) 除染の推進

- 生活環境の除染、さらには農地及び森林の迅速かつ着実な除染を行うとともに、必要な財政措置を講じること。
また、仮置場の確保について国有地の使用が進むよう、復興庁が先頭に立って関係府省間の調整を行うこと。
- 森林の除染については、林野庁が公表した「森林における放射性物質の除去及び拡散抑制等に関する技術的な指針」に示された間伐等についても、財政措置の対象とすること。
- 生産基盤としての森林の除染を推進するため、当該指針を早期に追補・改訂し、生活圏以外の皆伐などの除染技術を示すこと。
- 林道・作業道等を面的に組み合わせた路網の整備や高性能林業機械の開発など効果的な除染を一体的に推進する施策を講じること。

(2) 汚染土砂の適切な処理の確保

- 放射性物質汚染対処特措法の対象とならない建設工事等で発生する汚染土砂についても同法の対象とし、適切に処理できるようにすること。
- 汚染土砂の処分に要した費用については、全て国庫負担又は東京電力による賠償の対象とすること。
- 汚染レベルの低い汚染土砂については、国民が納得できる再利用に関する安全基準を定め、処理量の減量を図ること。
- 同法では汚染された廃棄物の処理基準が定められているが、処理が進んでいないことから、処理が促進されるよう国の責任で早急に対策を講じること。

(3) 避難者に対する支援の拡充

- 全国に避難している県民に対しきめ細かな支援をするため、情報提供や交流事業の実施、さらには避難者を支援する民間団体等の活動に対し、制度の充実や更なる財政支援を行うこと。

(4) 風評被害対策の強化

- 地方公共団体等が独自に実施する風評被害対策予算に対して、財政的な支援を行うこと。